

答 申 書
(答 申 第 367 号)
令和5年(2023年)3月27日

1 審査会の結論

北海道知事が、開示請求に係る公文書について、その一部を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「行政情報センターに協議があった以下の文書。文書第 60042 号（R4.3.9）一部開示決定通知書に添付されている記 5. その他に記載されている文書。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「①公文書の開示決定等について（回答）令和 2 年（2020 年）4 月 2 日付け文書第 5011 号協議回答」及び「②公文書の開示決定等について（回答）令和 3 年（2021 年）12 月 2 日付け文書第 5008-289 号協議回答」（以下、これらの公文書を総称して「本件公文書」という。）を対象公文書として特定し、本件公文書に記載されている情報の一部が、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 6 号に規定する非開示情報に該当するとして、令和 4 年 3 月 25 日付け文書第 60066 号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分のうち、実施機関が条例第 10 条第 1 項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当するとして非開示とした部分を取り消し、当該部分を開示することを求めていることから、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示とした部分に係る処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 6 号情報について

ア 条例第 10 条第 1 項第 6 号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを、非開示情報として定めている。

イ 同号に規定する「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」とは、道等又は国等の事務又は事業の目的を失わせ、又はその公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報の典型的な例を示したものであり、「その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報」とは、前段に例示した情報に類する内容及び性質を有するその他の情報をいうものとされている。

ウ また、「当該事務若しくは事業の目的を失わせ」とは、各種の試験問題、検査、取締り等の計画を事前に開示することにより当該試験等の実施が無意味となるように、その事務又は事業の性質上、当該情報を開示することにより当該事務又は事業が本来の意義を失うような場合をいうとされている。

エ そして、「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実

施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうとされている。

(4) 請求人は、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

ア 本件開示請求の対象とされた公文書がどのようなものが不明であり、本件処分の内容が記載された公文書一部開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）の「開示しない部分の概要及びその理由」欄では、開示請求されたどの文書のどの部分が6号情報に該当するのかが不明である上、実施機関が非開示とした理由も実質的にはわずか1行足らずであって、理由付記として不十分であり、違法である。

イ 請求人は、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）が作成した文書が、どのような形で北海道総務部行政局文書課行政情報センター（以下「行政情報センター」という。）に提出されていたのかを確認するために開示請求したものであり、教育委員会と行政情報センターの協議経過、内容等を記録した文書の開示を求めているのではない。

ウ 請求人は、全ての文書の開示を求めているのではなく、教育委員会が行政情報センターに協議する際に提出した文書は、最終的に非開示と決定した部分が協議の段階では、マスキングされていない状態であり、その状態のままで開示することを望んでいるのではなく、最終的に非開示となった部分を行政情報センターは把握しているのであるから、その部分を行政情報センターがマスキングをして一部開示決定を行えばよいところ、当該文書全てを非開示とした処分は違法である。

(5) 実施機関は、6号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

ア 本件公文書のうち6号情報に該当するもの（以下「本件非開示文書」という。）は、北海道教育庁総務政策局総務課（以下「本件事務担当課」という。）から行政情報センター宛てに開示、非開示の内容等（以下「開示決定等」という。）に係る協議があった際に、当該協議に係る開示請求に対応するものとして特定された対象公文書、すなわち、本件処分に係る公文書一部開示決定通知書の「3 開示しない部分の概要及びその理由」欄に記載された「②教育庁総務政策局総務課長からの協議において特定された開示対象公文書」であり、開示決定等に係る協議に関する情報が記載されたものであることから、その全体が6号情報に該当するため、全てを非開示としたものであって、請求人が主張するような、どの文書のどの部分が6号情報に該当するのかが不明といった問題が生じる余地はなく、本件処分に係る理由付記に不備はない。

イ 開示決定等に係る協議の取扱いについては、最終的に開示決定等の事務処理を行う事務担当課が行政情報センターとの協議のために作成した協議文書のうち、開示請求に係る対象公文書は、事務担当課において非開示が妥当と考えた部分がマーカーペン等で示されているとともに、条例上の非開示事由の該当条項が複数ある場合には、該当条項がメモ書きされており、開示決定等について協議を受けた行政情報センターにおいて、事務担当課からの協議内容である非開示部分や非開示事由が条例解釈上、誤っている場合には、当該部分に追記のメモ書きをしている。

ウ 事務担当課が元々保有している公文書と行政情報センターとの協議のために協議内容が記載された公文書は、その内容や性質が全く異なるものであるため、行政情報センターへの協議に係る公文書を開示することは、事務担当課が開示決定等を行う前の情報を開示することとなり、開示決定等に係る内部調整事務の目的を失わせるものと認められるため、本件非開示文書が6号情報に該当することは明らかであることから、請求人の主張は認めることができない。

(6) 以下、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分に係る処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

ア 本件非開示文書について

当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）

第7条第1項の規定に基づき本件非開示文書を見分したところ、本件非開示文書は、請求人により過去に行われた本件開示請求とは別の2件の教育委員会宛て開示請求（以下「別件開示請求」という。）について、本件事務担当課が北海道教育委員会公文書開示事務取扱要綱（平成10年教育長決定。以下「要綱」という。）第3の10の(1)アの規定に基づく開示決定等の協議を行うに際し、実施機関が取得し、作成した公文書であり、本件事務担当課と行政情報センターとの間における別件開示請求に対する開示決定等の内容に係るものであると認められる。

イ 理由付記の不備の有無について

本件通知書の「3 開示しない部分の概要及びその理由」欄には、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分の概要として、「②教育庁総務政策局総務課長からの協議において特定された開示対象公文書」と記載されているが、本件非開示文書は、別件開示請求に対する開示決定等に際し、教育委員会が実施機関に提出し、双方の機関による協議の内容が記載される等して作成されたものであり、実施機関は、その全体が開示決定等の協議に係るものとして6号情報に該当するとして本件処分を行っているものと認められるから、請求人が主張するように、どの文書のどの部分が6号情報に該当するのかが具体的に記載されていないからといって、開示しない部分の理由の付記に不備があるとまでは認められない。

また、実施機関は、本件非開示文書における情報の全体が開示決定等に至る前の協議に係る情報に該当するため、それが開示されると、当該事務の目的を失わせるものとしており、それ以上に非開示理由を具体化することは困難であるといえることができるから、この点においても、本件処分における理由付記に不備があるとまでは認められない。

ウ 6号情報該当性について

請求人は、令和4年7月25日付けで提出した意見書において、開示決定等の協議に係る事務は、6号情報として条文に列挙されている試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の事務には相当しない旨主張する。

しかしながら、条例第10条第1項第6号が「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報」と規定しているとおおり、6号情報における事務等の列挙はそもそも限定的なものではなく、開示した場合に事務等の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると容易に推測できる典型的な例が規定されているものであり、本件のような開示決定等の協議に係る事務が同号の適用から当然に除外されるものではない。

前記(3)ウで述べたとおり、「当該事務若しくは事業の目的を失わせ」とは、各種の試験問題、検査、取締り等の計画を事前に開示することにより当該試験等の実施が無意味となるように、その事務又は事業の性質上、当該情報を開示することにより当該事務又は事業が本来の意義を失うような場合をいうのであるから、本件のような開示決定等の事務についても、開示決定等に至る内部調整という事務の性質上、開示することにより、当該事務の本来の意義を失わせると認められる。

なお、本件事務担当課が最終的に非開示とした部分を行政情報センターが把握しているのであるから、実施機関が本件非開示文書の元々の非開示部分をマスキングして、一部開示決定処分を行うべきであると請求人が主張している点については、行政情報センターは、要綱上、事務担当課が最終的な開示決定等において開示・非開示部分が示された対象公文書を行政情報センターに送付する取扱いとはされていないため、事務担当課が最終的に開示決定等を行った内容まで把握することはできないし、仮に行政情報センターが、事務担当課が最終的に開示決定等を行った内容を把握できたとしても、前述のとおり、開示決定等に至る内部調整という事務の性質上、開示することにより、当該事務の本来の意義を失わせると認められることから、行政情報センターが、事務担当課が最終的に開示決定等を行った内容を把握しているか否かは、実施機関が本件非開示文書を非開示としたことの適法性を検討する上で必要とされる事情ではない。

エ 結語

以上のことから、本件事務担当課が別件開示請求に対する開示決定等の協議に係る情報を開示することとなると、当該事務の目的を失わせると認められることから、実施機関が本件非開示文書を6号情報に該当するとして非開示としたことは、妥当であると判断する。

(7) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、実施機関が本件処分で非開示とした理由は、6号情報というよりは、条例第10条第1項第4号の方が本件処分の実態に即していると主張していることから、本件処分における条例第10条第1項第4号の該当性について、以下検討する。

条例第10条第1項第4号が規定する非開示情報（以下「4号情報」という。）は、道若しくは道が設立した地方独立行政法人又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人、その他の公共団体の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるものを、非開示情報として定めている。

4号情報に規定する「事務又は事業に係る意思形成過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定の手續等が終了するまでの間のほか、当該事務又は事業が複数の決定の手續等を要するものである場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの間をいうものとされている。

これを本件についてみると、4号情報に該当するための要件である「特定の事務又は事業における個々の決定の手續等が終了するまでの間」というのは、本件開示請求から開示決定等を行うまでの一連の手續の中において、特定の事務又は事業の最終的な意思決定が終了していない段階をいうのであって、最終的な意思決定が終了したものや、将来の同種の事務若しくは事業を含むものではないと解釈するのが妥当であることから、本件処分のように、実施機関において既に最終的な意思決定がなされた事務又は事業に係る情報は、4号情報には該当しないことになる。

イ 前記アで述べたほか、請求人のその他の主張については、本件処分における条例の解釈適用を左右するものとは認められないから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年6月16日	○ 諮問書の受理（諮問番号677） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦口頭意見陳述聴取結果記録書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和4年6月23日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和4年8月8日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和4年10月17日 （第三部会）	○ 審議
令和4年11月28日 （第三部会）	○ 審議
令和5年1月16日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和5年3月3日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和5年3月16日 （第114回全体会）	○ 答申案審議
令和5年3月27日	○ 答申